

7・2 ILO 海上労働条約

平成 18(2006)年 2 月に国際労働機関（ILO）で採択された「2006 年 ILO 海上労働条約(MLC)」は、平成 25(2013)年 8 月 20 日に発効の運びとなった。

7・2・1 我が国の国内法制化の状況

同条約を反映した改正船員法が、平成 24(2012)年 9 月 12 日に公布され、平成 25(2013)年 3 月 1 日に同法および関係省令・通達の一部(労働条件の部分)が施行された。残りの検査関係の部分が施行されることで、我が国の法整備が完了し、同条約批准の準備が整うことになる。

当協会では、証書取得に係る手続きに支障が出ないように、2 月 26 日、国交者担当課より改正船員法および省令等の内容について会員船社に解説してもらう説明会を開催し、公布された省令・通達等を会員に周知した。

7・2・2 主要旗国の国内法制化の状況

海外の主要旗国であるパナマ、リベリア、バハマ、マーシャル諸島は、既に国内法制化を終えている。当協会は、関係各国の情報を収集・周知するとともに、各旗国に対し国内法にあたっては船社に負担が生じないように、説明会等の場で求めた。